

平成21年2月13日 午後3時40分

照会先：保健福祉部保健予防課健康危機管理対策室

担当者：室長補佐 菊池 巧

連絡先：301-3219内線(3217)

教育庁保健体育課

学校保健担当係長 直江 克也

301-5349内線(5347)

総務部総務課私学振興室

室長補佐 高橋 宗徳

301-2249内線(2248)

インフルエンザ様疾患による学級閉鎖等の措置について(第13報)

インフルエンザ様疾患の集団発生により学級閉鎖等の措置を行う旨、下記のとおり連絡がありましたのでお知らせします。

記

1 連絡受理期間

平成21年2月5日(木)～2月11日(水)

2 発生の概要

(1) 休校 なし

(2) 学年閉鎖 17学年(小学校：12, 中学校：4, 中等教育学校：1)

(3) 学級閉鎖 42学級(幼稚園：4, 小学校：31, 中学校：7)

* 詳細は別添資料をご覧ください。

3 今シーズンの措置状況(平成20年10月28日～21年2月11日現在)

施設区分	措置数(延べ)		患者数		措置内容					
	発生数	累計	発生数	累計	休校(園)		学年閉鎖		学級閉鎖	
					発生数	累計	発生数	累計	発生数	累計
保育園										
幼稚園	4	39	29	500		6		9	4	24
小学校	43	339	668	5470		5	12	158	31	176
中学校	11	72	244	1808		1	4	19	7	52
高等学校		11		171		1				10
中等教育学校	1	1	13	13			1	1		
特別支援学校		1		95		1				
計	59	463	954	8057		14	17	187	42	262

※ (参考) 措置基準(昭和52年県教育委員会教育長通知):学級等における欠席率が20%に達した場合は、学校医等と相談し、学級閉鎖、学年閉鎖及び休校等の措置をとる。

4 その他 インフルエンザ様疾患が集団発生した施設等 (措置なし)

施設区分	施設数		患者数	
	発生数	累計	発生数	累計
児童養護施設		1		14
障害者福祉施設		2		22
保育所	1	12	14	202
その他		1		19

<参考>インフルエンザ様疾患発生報告(学級閉鎖等)による患者数の前年同期との比較

	今シーズンの患者数	前年同期の患者数
全国	193,292人 (H20.10.26～H21.1.31)	102,577人 (H19.10.28～H20.2.2)
本県	8,057人 (H20.10.28～H21.2.11)	2,285人 (H19.11.14～H20.2.14)

インフルエンザの予防について

あ、その咳、そのくしゃみ ~咳エチケットしてますか?~

◇ インフルエンザにかからない、うつさないための対策

★帰宅時の手洗い、うがい

- ・ 咽頭粘膜や手指など身体に付着したインフルエンザウイルスを取り除くために、有効な方法です。

★咳エチケット (咳やくしゃみをする時、ウイルスが2m~3m飛ぶと言われています。)

- ・ 咳・くしゃみが出たら、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。マスクをもっていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、周りの人から顔をそむけて1m以上離れましょう。
- ・ 鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにフタ付きのゴミ箱に捨てましょう。
- ・ 咳をしている人にマスクの着用を、お願いしましょう。

★流行前のワクチン接種

インフルエンザワクチンは、罹患した場合の重症防止に有効といわれています。

★適度な湿度の保持

- ・ 空気が乾燥すると、のどの粘膜の防御機能が低下し、インフルエンザにかかりやすくなりますので、外出時にはマスクをしたり、室内では加湿器などを使って適度な湿度(50~60%)を保ちましょう。

★十分な休養と栄養摂取

- ・ からだの抵抗力を高めるために十分な休養と栄養を日ごろから心がけましょう。

★人混みや繁華街への外出を控えること、外出時のマスク着用

- ・ インフルエンザが流行してきたら、特に高齢者や慢性疾患を持っている人、疲労気味、睡眠不足の人は、人混みや繁華街への外出を控えること、外出時にはマスクを着用することも効果があります。

◇ インフルエンザにかかった場合の対応

- ・ 早めに**医療機関を受診**して治療を受けましょう。
- ・ 安静にして、休養をとりましょう。特に、**睡眠を十分にとる**ことが大切です。
- ・ **水分を十分に補給**しましょう。お茶やスープなど飲みたいもので結構です。
- ・ 一般的に、インフルエンザを発症してから**3~7日間はウイルスを排出**すると言われていますので、その間は外出を控えましょう。

*参考までに、学校保健法では、「**解熱した後2日を経過するまで**」をインフルエンザによる**出席停止期間**としています(ただし、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるときはこの限りではありません)。

- ・ 咳などの症状がある場合は、周りの方へうつさないために、咳やくしゃみをする際にはティッシュで口元を覆う、あるいは**マスクを着用**しましょう。